

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：四万十町

令和8年6月15日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	132.2%
全職員	79.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	101.1%
本庁係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.3%
31～35年	93.1%
26～30年	97.0%
21～25年	95.1%
16～20年	103.6%
11～15年	95.1%
6～10年	98.4%
1～5年	69.8%

【説明欄】

本町では、2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報のうち、(1) 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」区分については該当職がないため、公表の対象外としている。また、(2) 勤続年数別の「1～5年」については、男性に医師2名が含まれており、女性に中途採用1名、途中で産休・育休を取得した3名が含まれているため、差異が大きくなっている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
管理的地位にある職員	20.0%

【説明欄】

男性20名、女性5名
今後も女性管理職の登用を進めていく。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	18.8%
本庁課長補佐相当職	44.8%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

本庁課長相当職：男性13名、女性3名

本庁課長補佐相当職：男性16名、女性13名

本庁係長相当職：男性22名、女性11名

※本町では、各役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」区分については該当職がないため、公表の対象外としている。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区 分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区 分	令和7年度
男性	100.0%
女性	66.7%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区 分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	0%	14.3%	50.0%	0%
1月超3月以下	0%	42.8%	50.0%	0%
3月超6月以下	0%	0%	0%	0%
6月超9月以下	0%	14.3%	0%	33.3%
9月超12月以下	0%	0%	0%	66.7%
12月超24月以下	0%	28.6%	0%	0%
24月超	0%	0%	0%	0%

【説明欄】

常勤職員：男性2名、女性7名

会計年度任用職員：男性2名、女性3名

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.7時間/月
内部部局等以外	7.4時間/月

【説明欄】

内部部局等：1628.4時間/月、管理職を除く職員数152名

内部部局等以外：1244.5時間/月、管理職を除く職員数169名